平成３０年（〇）第××号　　会社法違反事件

過　料　決　定

商号（名称）　株式会社過料対象
住所　　名古屋市甲区乙町１丁目１番地
被審人　　過料甲太郎

主　　文

被審人を過料金 20,000 円に処する。
本件手続費用は被審人の負担とする。

理　　由

被審人は, 上記法人の代表取締役に就任していたところ, 役員が退任し, 法定の員数を欠くに至ったのに, 平成２９年１０月３１日までその選任手続を怠った。

適　　条

会社法９７６条, 非訟事件手続法１２０条, １２２条

平成３０年△月△日
名古屋地方裁判所民事第〇部

裁判官　司法乙次郎

これは謄本である。

同日同庁　裁判所書記官　　名古屋丙三郎　　印